【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年２月１８日
【会社名】	株式会社ワールドインテック
【英訳名】	WORLDINTEC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　　伊井田　栄吉
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号
【電話番号】	093(533)0540
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長　　中野　繁
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号
【電話番号】	093(533)0540
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長　　中野　繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成２５年１２月３日開催の取締役会において、平成２６年７月１日を目処に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する準備に入ること、及び、平成２６年２月４日を目処に分割準備会社として当社100%出資の子会社を設立することを決議し、金融商品取引法第２４条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第１９条第２項第７号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成２６年２月１７日開催の取締役会において、平成２６年７月１日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第２４条の５第５項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正内容】

２【報告内容】について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

(1)吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ワールドインテック分割準備株式会社 (平成２６年２月４日設立予定)
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号
代表者の氏名	代表取締役社長　伊井田　栄吉
資本金の額	３億円
純資産の額	３億円
総資産の額	３億円
事業の内容	製造系業務請負・人材派遣、研究開発系・販売系人材派遣業

②最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成２６年２月４日に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ワールドインテック(提出会社)　　100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社(提出会社)100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2)吸収分割の目的

昨今のわが国の経済情勢は、政府の経済政策による公共投資の増加や円安・株高進行など一部の大企業では持ち直しの動きは出てきたものの、先行きは外需回復の不透明感を背景に景況感の改善が一服する見通しであります。また労働市場の状況につきましては、現在労働者派遣法の新たな改正が検討されており、今後は派遣市場の活性化による市場拡大が進む期待がある一方で、体力格差や事業スケールによる派遣元企業の淘汰加速が進むと考えられます。

このような状況下において、当社は更なる成長ならびに飛躍のため、各事業部門における権限および責任体制の明確化を図るとともに、より一層の経営の効率化・スピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

また、再編成した各事業の経営を有為な人材に担わせることにより、次世代の経営人材を育成するとともに、グループの企業価値を質・量ともさらに向上させるため、新たな成長分野に対して積極的にグループ経営資源を配分しながら“人が活きるカタチ”を創造し事業を拡大してまいります。

(3)吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

①吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を当社が100%出資する子会社に承継する方法を予定しております。

②吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

未定です。

③吸収分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成２５年１２月３日
分割準備会社の設立	平成２６年２月４日(予定)
吸収分割契約承認取締役会	平成２６年２月(予定)
吸収分割契約締結	平成２６年２月(予定)
吸収分割契約承認定時株主総会	平成２６年３月(予定)

吸収分割の効力発生日　　平成２６年７月１日(予定)

④その他の吸収分割契約の内容

未定です。

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5)吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ワールドインテック（平成２６年７月１日付で商号変更予定）
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号
代表者の氏名	代表取締役社長　伊井田　栄吉
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	製造系業務請負・人材派遣、研究開発系・販売系人材派遣業

なお、本報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本報告書の訂正報告書を提出いたします。

（訂正後）

(1)吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ワールドインテック分割準備株式会社 (平成２６年２月４日設立)
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号
代表者の氏名	代表取締役社長　伊井田　栄吉
資本金の額	450百万円
純資産の額	900百万円
総資産の額	900百万円
事業の内容	総合人材サービス事業

②最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成２６年２月４日に設立しており、確定した事業年度はありません。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ワールドインテック(提出会社)　　100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社(提出会社)100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2)吸収分割の目的

昨今のわが国の経済情勢は、政府の経済政策による公共投資の増加や円安・株高進行などを受け、緩やかな景気回復基調となっているものの、輸出には弱さがみられることや海外景気の悪化が国内景気を下押しするリスクがあるなど、今後も景気が好調さを維持するかどうかの先行きについては懸念材料も残っております。

このような状況下において、当社グループは人材・教育ビジネス、情報通信ビジネス、不動産ビジネスの３つのコアビジネスを中心に更なる拡大と飛躍を目指しております。この実現に向けては、グループ各事業会社・事業部門に

おける権限および責任体制の明確化を図るとともに、より一層の経営の効率化・スピード化を図り、市場環境の変化に即応できる機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制に移行すべく、本件分割を実施することといたしました。

また、再編成したグループ各事業の経営を有為な人材に担わせることにより、次世代の経営人材を育成してまいります。当社グループでは、今後もグループの企業価値を質・量ともさらに向上させるため、新たな成長分野に対して積極的にグループ経営資源を配分しながら“人が活きるカタチ”を創造し、事業を拡大することで社会に貢献してまいります。

(3)吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

①吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、総合人材サービス事業を当社が100%出資するワールドインテック分割準備株式会社に承継させます。

②吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

本件分割に際し、吸収分割承継会社であるワールドインテック分割準備株式会社は、普通株式２，０００株を発行し、これを全て吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

③吸収分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成２５年１２月３日
分割準備会社の設立	平成２６年２月４日
吸収分割契約承認取締役会	平成２６年２月１７日
吸収分割契約締結	平成２６年２月１７日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成２６年３月２０日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成２６年７月１日(予定)

④その他の吸収分割契約の内容

当社と各吸収分割承継会社が平成２６年２月１７に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

株式会社ワールドインテック（以下、「甲」という。）とワールドインテック分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、総合人材サービス事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関して、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（商号及び住所）

第１条　甲乙は、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所が次のとおりであることを確認する。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ワールドインテック

住所：福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目３番９号

（乙）吸収分割承継会社

商号：ワールドインテック分割準備株式会社

住所：福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目３番９号

（吸収分割）

第２条　甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する第４条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（効力発生日）

第３条　本件分割が効力を生じる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成２６年７月１日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（本件分割により承継する権利義務等）

第４条　乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含まれるものとする。

２　甲から乙への債務の承継は、すべて重畳的債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

３　承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は同契約に基づく権利義務（以下、「契約上の地位等」と総称する。）を本件分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務と抵触し、かつ、当該義務の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、甲乙協議の上、当該契約上の地位等を承継対象権利義務から除外することができる。

４　承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、甲の平成２５年１２月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味して確定する。

（本件分割の対価）

第５条　乙は、本件分割に際し、甲に対して、乙の普通株式２，０００株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務に代わり割当交付する。

（乙の資本金、資本準備金及び利益準備金）

第６条　本件分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

（商号変更）

第７条　甲乙は、本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって以下のとおり商号変更をするものとする。

甲：株式会社ワールドホールディングス

乙：株式会社ワールドインテック

（本件分割承認の株主総会）

第 8 条　甲乙は、効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

（競業避止義務の免除）

第 9 条　甲は、本件分割後においても、本件事業について、会社法第２１条に定める競業避止義務を負わない。

（会社財産の管理等）

第１０条　甲乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（本件分割条件の変更及び本契約の解除）

第１１条　甲乙は、本契約締結の日から本件分割の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１２条　本契約は、第８条に定める甲乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

（規定外事項）

第１３条　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結を証するため本書１通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が本書の原本を保管し、乙が写しを保管する。

平成２６年２月１７日

甲　　福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目３番９号
株式会社ワールドインテック
代表取締役　伊井田　栄　吉

乙　　福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目３番９号
ワールドインテック分割準備株式会社
代表取締役　伊井田　栄　吉

別紙　　承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1　承継する資産

（1）流動資産

本件事業に属する流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、有価証券、関係会社短期貸付金、関係会社立替金、未収入金、繰延税金資産のそれぞれ一切、及び現金及び預金、仮払金、前払費用、貸倒引当金のうち、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する部門並びにグループ運営に関する部門（以下、「グループ運営等に関する部門」と総称する。）が管理するものを除く。

（2）固定資産

本件事業に属する固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、車両運搬具、投資有価証券、出資金、関係会社長期貸付金、繰延税金資産、ゴルフ会員権、保険積立金のそれぞれ一切、及び関係会社株式、敷金及び保証金、破産更生債権等、貸倒引当金のうち、グループ運営等に関する部門が管理するものを除く。

2　承継する債務

（1）流動負債

本件事業に属する流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、短期借入金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等のそれぞれ一切、及び未払費用、預り金のうち、グループ運営等に関する部門が管理するものを除く。

（2）固定負債

本件事業に属する固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、長期借入金、役員退職慰労引当金のそれぞれ一切、及び退職給付引当金のうち、グループ運営等に関する部門が管理するものを除く。

3　承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲に在籍している全従業員（ただし、グループ運営等に関する部門に在籍する者を除く。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4　承継するその他の権利義務等

（1）上記3に定める雇用契約等以外の契約等

本件事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、グループ運営等に関する部門が管理するもの、及び許認可の再取得が必要なもののうち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

（2）許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以　上

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社であるワールドインテック分割準備株式会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社と当社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(5)吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	**株式会社ワールドインテック（平成２６年７月１日付で商号変更予定）**
本店の所在地	**福岡県北九州市小倉北区馬借１丁目３番９号**
代表者の氏名	**代表取締役社長　伊井田　栄吉**
資本金の額	**450百万円**
純資産の額	**3,119百万円**
総資産の額	**6,846百万円**
事業の内容	**総合人材サービス事業**

※上記純資産及び総資産の額は平成２５年１２月３１日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以　上